

佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市緑化要綱（昭和50年8月1日制定）（以下「要綱」という。）第2条の規定による緑化協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり必要な事項を定め、緑化及び緑地保全に関する取組を推進し、もって公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的とする。

(協定の対象事業者)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため必要があると認めるときは、要綱第2条の規定により協定を締結する。

(緑化率)

第3条 協定で定める緑化率は、要綱第3条の規定による。

(協定の締結)

第4条 市長は、協定対象事案を把握したときは、事業者から説明を求め、協定締結の必要性を判断するものとする。

2 市長は、協定締結の必要性を認めたときは、事業者には要綱第2条第2項に規定の緑化協定書（別記様式第1号）及び緑化計画書（事業敷地における緑地の配置及び面積並びに植栽の種別及び配置等（緑化計画）を定めるもの）を添付した、緑化協定の締結に係る事前協議申出書（別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された緑化計画書及び前条の規定により協定の内容を定めて事業者には協定締結の申し入れを行うものとする。

なお、協定の内容について必要がある場合、関係機関及び利害関係人等との調整を図るものとする。

4 市長は、協定の締結に際し必要があると認めたときは、利害関係人の参加又は立会いを求め、事業者と協定を締結するものとする。

なお、許認可又は届出に係る行為については、その許認可又は受理が確実に見込まれたときに、協定を締結するものとする。

(緑化計画の完了)

第5条 協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、原則として当該用地につき、又は主たる用途に供するとき（工場用地にあつては生産施設の運転を開始するとき、又は主たる業務を開始するとき、住宅用地にあつては入居を開始するとき、その他

の用地にあっては主たる目的にその用地を供するとき)までに事業敷地内の緑化計画を完了させるものとする。

- 2 協定締結事業者は、前項の緑化計画が完了したときは、市長に緑化計画完了報告書(別記様式第3号)(以下、「完了報告書」という。)を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の完了報告書を受領したときは、速やかに当該事業所において実地確認を行い、緑化計画の完了を確認したときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(履行状況の調査)

第6条 市長は、協定締結事業者に対して、前条第3項に規定する確認を通知した日から概ね5年を経過するごとに、協定の履行状況に関する報告について、緑化協定履行状況報告書(別記様式第4号)の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、協定締結事業者に対して随時、協定の履行に関する報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(履行の確保)

第7条 市長は、協定事項の円滑な履行を図るため次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 協定締結事業者が行う緑化及び緑地保全に対し必要な助言、指導及び技術的援助
- (2) 協定締結状況の公表

(管理責任等)

第8条 協定締結事業者は、緑化計画書に定める緑地を適正に維持管理し、保全するものとする。

- 2 協定締結事業者は、協定の対象となる緑地の管理について、管理責任者を定めておくものとする。

(協定違反に対する措置)

第9条 市長は、協定締結事業者が協定事項に違反していると認めるときは、履行の要請、助言及び指導を行うことにより改善措置をとらせるものとする。

(協定の変更等)

第10条 協定締結事業者は、協定事項の変更をしようとするときは、事前に市長に協議するものとする。

- 2 前項の場合における協定の変更及び変更後の緑化計画の完了については、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、変更前の協定賞については、廃止したものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合は、協定締結事業者は、緑化計画

を変更の上、当該計画の完了後速やかに、市長に緑化協定の一部変更に係る届出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

なお、この場合において、当該届出をもって協定が変更されたものとみなす。

- 一 協定締結事業者の名称・所在地の変更
 - 二 事業所名の変更
 - 三 緑地の管理責任者の変更
 - 四 敷地面積の1%以内の変更（変更後の緑化率が、要綱に定める基準を下回らない場合に限る。）
 - 五 新たに緑地を設けることによる緑化率の引き上げ
 - 六 緑地の削減（敷地面積の1%以内であって、変更後の緑化率が要綱に定める基準を下回らない場合に限る。）
 - 七 植栽内容の変更
 - 八 緑化計画の完了期限（事業所開設後は、当該開設の日から1年以内に限る。）の変更
 - 九 その他協定事項の軽微な変更又はやむを得ない事由による経過的措置
- 4 事業敷地の管理権限が協定締結事業者から別の事業者引き継がれた場合、引継ぎを受けた事業者は、緑化協定に係る地位の継承届出書（別記様式第6号）を提出するものとする。
- 5 協定締結事業者が、事業の廃止等の理由により緑化計画を廃止する場合、緑化協定廃止届出書（別記様式第7号）（以下、「廃止届出書」という。）を提出するものとする。
- 6 協定書に定める緑化計画が事実上廃止されているにも関わらず、協定締結事業者の解散等の理由により、廃止届出書の提出が困難な場合、市長は、職権により当該協定を廃止することができる。

（緑地に係る他の協定との調整）

第11条 本協定以外の協定において、本協定の内容が十分確保される場合には、当該協定の締結をもって本協定を締結したものとみなすものとする。

附 則（令和6年2月8日決裁 佐公第739号）

この要領は、決裁の日から施行する。